

別紙-1 多治見市上下水道料金・検針システム構築等仕様書

## 多治見市上下水道料金・検針システム構築等仕様書

令和8年3月

多治見市役所 建設水道部 上下水道総務課

## 【目次】

- 1 業務の概要…3
- 2 構築、調達の範囲及び進捗管理…4
- 3 規格基準の認証…4
- 4 守秘義務…5
- 5 再委託の禁止…5
- 6 経費負担…5
- 7 システムの機能要件…5
- 8 システムのセキュリティ要件…7
- 9 運用保守…7
- 10 システム障害時の緊急対応…8
- 11 水道標準プラットフォーム利用…8
- 12 水道標準プラットフォームデータ流通及び蓄積…8
- 13 業務継続性の確保…9
- 14 地方税共通納税システム(eL-TAX)との連携…9
- 15 データ移行…10
- 16 システム構築場所…12
- 17 機器及びソフトウェア仕様…12
- 18 ネットワーク構成…15
- 19 システム稼働及び利用期間等…17
- 20 動作テスト…18
- 21 研修とマニュアル…18
- 22 システム開発に係る知的財産権…18
- 23 環境への配慮…18
- 24 定めのない事項…18

別紙-2

システムの機能要件一覧

## 1 業務の概要

### (1) 目的

本仕様書は、国が推奨する「水道標準プラットフォーム」を活用した新たな「上下水道料金・検針システム」(以下、「新料金システム」という。)の構築において、受託者が実施すべき作業内容及び条件を定めるものである。

新料金システムは、水道料金、下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料の徴収等に必要の処理及び管理を実施するとともに、現行の隔月検針・毎月請求に加え、隔月請求にも柔軟に対応可能な拡張性を備えるものとする。

現行では料金システムと検針システムを別々に運用しているが、本業務により両者を統合し、一体型システムとして導入する。

また、システム稼働後に必要となる運用保守業務については、安定性確保を考慮し、定期的な監視と迅速な障害対応が求められる。運用初期の不具合や改善点に対応するため、ユーザーからのフィードバックを基にした継続的なシステム改善を実施すること。

さらに、本業務は、単なるシステム構築にとどまらず、DX 推進の一環として、業務効率化及び水栓契約者(水栓使用者)のサービスの向上を図ることを目的とする。

これにより、従来の紙や手入力を前提とした業務プロセスから脱却し、デジタル技術を活用したスマートな業務運営を実現する。

なお、本市では令和8年4月に水道料金を改定する。

### (2) システム利用場所

- ① 本庁舎 多治見市日ノ出町2丁目 15 番地(上下水道総務課)
- ② 駅北庁舎 多治見市音羽町 1 丁目 233 番地(市民課内及び税務課収納対策監席)
- ③ 地区事務所 滝呂事務所 多治見市滝呂町 10 丁目 48 番地  
池田事務所 多治見市池田町7丁目 16 番地  
脇之島事務所 多治見市脇之島町6丁目 31 番地の3  
小泉事務所 多治見市小泉町8丁目 80 番地  
旭ヶ丘事務所 多治見市旭ヶ丘8丁目 29 番地の 99  
南姫事務所 多治見市大針町 80 番地の2  
根本事務所 多治見市根本町3丁目 55 番地の1  
笠原事務所 多治見市笠原町 2081 番地の1  
・各地区事務所には納付書出力用のプリンターのみ配置

### (3) システム稼働及び利用期間等

#### ① 契約期間

契約締結(令和8年8月中旬)から令和 14 年9月 30 日まで

- ② システム構築期間(ネットワーク環境対応含む)  
契約締結(令和8年8月中旬)から令和9年9月30日
- ③ システム稼働日  
令和9年10月1日
- ④ 窓口業務等委託期間  
令和9年10月1日から令和14年9月30日

## 2 構築、調達の範囲及び進捗管理

(1) 構築及び調達の範囲は次のとおりとする。

- ① 新料金システムに必要なソフトウェア・ハードウェアの調達・導入
- ② 旧料金システムからのデータ移行(データの提供は委託者が実施)
- ③ 機器搬入・据付及び動作確認
- ④ システムセットアップ作業
- ⑤ システムテスト作業
- ⑥ 使用者研修
- ⑦ ネットワーク環境構築
- ⑧ 水道標準プラットフォーム環境構築(構築期間中に発生する利用料も含む。)
- ⑨ これらに関連する一切の作業

(2) 進捗管理は次のとおりとする。

- ① システム構築等の進捗状況  
定量的に分析した進捗報告書(様式任意)を、月1回の頻度で定期的に委託者に提出すること。
- ② システム構築等に係る課題等  
進捗報告書(様式任意)には、課題等がある場合、その内容、発生日、対応状況、対応結果を記載すること。なお、委託者と協議が必要な場合は、随時、申し出を行うこと。

## 3 規格基準の認証

受託者は、ISO27001(JISQ27001)、またはプライバシーマークを取得していなければならない。  
また、受託者は、業務履行期限までにおいて、ISO27001(JISQ27001)、またはプライバシーマークの認証期間満了を迎える場合、それまでに認証更新を行い、その認証更新が行われたことを確認できる書類を委託者に提出しなければならない。

なお、この認証においては、本業務が完了し、新料金システムの稼働後、保守運用業務を実施する者においても同様とする。

#### 4 守秘義務

受託者は、本業務の遂行上知り得た一切の情報は、本業務でのみ使用し、委託者の同意なくして、第三者に漏えい若しくは開示してはならない。

また、本業務の実施完了後においても同様とする。

#### 5 再委託の禁止

受託者は、原則として本業務を自ら処理し、業務の全部を第三者に委託してはならない。ただし、本業務のうち再委託に該当する範囲について第三者に処理させる必要がある場合には、委託者の承諾を得た上で再委託することができる。

また、受託者が業務の大部分または主たる部分を自ら遂行しており、第三者に行わせる部分が補助的・付随的な作業に限られる場合には、当該作業は再委託には該当しないものとする。

なお、受託者は、再委託を行う場合、再委託先の関係者に対して定期的に情報セキュリティ教育を実施し、その内容を記録し、適切に管理しなければならない。

#### 6 経費負担

受託者は、本仕様書に規定する委託業務の実施により発生する費用は、全て受託者が調達し、その費用を委託者が負担するものとする。

#### 7 システムの機能要件

新料金システムは次の機能を有すること。

また、新料金システムを運用管理するために必要なツールがあれば構成に含めること。

なお、要件の詳細については、【別紙-2 システムの機能要件一覧】のとおりとするが、必要に応じて委託者にヒアリング等を行い、認識の齟齬がないように努めること。

##### (1) 受付業務

検索、照会、申請受付、水栓契約者(水栓使用者)情報の更新及び宛名印刷

##### (2) 開閉栓業務

使用開始、使用中止及び名義変更

##### (3) 検針業務

検針処理、メーター管理及びメーター集計

##### (4) 調定業務

調定処理、調定変更、請求処理及び調定集計

##### (5) 収納業務

料金収納、消込処理、還付処理、納入状況照会・回答作成、収納集計、未納集計及び還付集

計

(6) 滞納整理業務

督促処理、給水停止予告、給水停止、給水停止解除及び不能欠損処理

(7) 対応履歴入力及び管理

問い合わせ等の履歴入力及び管理機能

(8) 個人情報対策

DV 等要配慮者へのポップアップ警告表示等の漏洩防止策

(9) 各種帳票類の印刷

納付書等及び各種帳票類の印刷

(10) 制度改正対応

料金改定対応及び制度改正対応

(11) DX 対応

電子申請の導入(システムとのデータ連携、RPA 等の活用による自動入力対応)、料金スマホアプリ及びスマートメーターの拡張性確保

なお、詳細は「多治見市上下水道事業窓口業務等包括業務委託仕様書」P21 参照

(12) システム拡張性について

料金システムの構築にあたっては、可能な範囲で次の拡張性を考慮した設計とする。ただし、これらの対応により多額の追加費用が発生する場合は、この限りではない。

① 外部システムとの連携

外部システムとの API 連携については、将来的な拡張に対応できる構成とすることが望ましい。ただし、現時点で具体的に連携を予定している外部システムはなく、当面は未実装でも支障はない。

② 動的料金設定

時間帯別・季節別料金などの動的料金設定については、将来的に拡張可能な設計とすることが望ましい。ただし、現時点で導入予定はなく、本機能がなくても問題ない。

(13) 運用支援

次の基本的なデータを抽出できる機能(EUC 機能等)を有しており、CSV形式等で出力できること。

- ① 使用者関連(お客様番号、水栓設置場所、水栓契約者(水栓使用者)氏名等)
- ② メーター関連(口径、メーター番号等)
- ③ 検針関連(検針日、指示数等)
- ④ 調定関連(調定額、調定月等)
- ⑤ 滞納関連(未納額、未納回数等)

⑥ 収納関連(水道料金、下水道使用料、納入金額等)

⑦ その他、委託者が必要とするデータ

## 8 システムのセキュリティ要件

新料金システムの運用にあたり、使用端末(PC)、ネットワーク、ストレージ等の情報資産を適切に管理及び保護することを目的として、情報資産管理ソフトウェアを導入し、次のセキュリティ要件を満たすこと。

- (1) 当該情報資産管理ソフトウェアは、使用端末(PC)ごとの操作ログ取得、外部記憶媒体の利用制御(USB等の利用可否)、アプリケーションのインストール制限及び使用端末(PC)間データ移行の制御を行えるものであること。
- (2) 導入対象の使用端末(PC)及びユーザー範囲は、委託者と協議の上で、設定し、運用開始前に適切な初期設定、制御環境を整備しておくこと。
- (3) 委託者の求めに応じて、情報資産操作に関するログ(履歴)を提出できる体制を整えること。
- (4) 情報資産の保存場所、保管期間及びアクセス権限等の運用ポリシーを明文化し、委託者に示すること。
- (5) その他、情報セキュリティの動向に留意し、必要に応じて委託者と協議の上で、対応を図ること。

## 9 運用保守

### (1) 保守体制

#### ① 対応時間

原則として、保守対応は平日の就業時間内に実施するものとする。ただし、通常業務に影響を及ぼす可能性のある処理については、就業時間外に実施するなど、業務への支障が生じないよう十分に配慮すること。

#### ② サポート体制

繁忙期や緊急時に備え、緊急連絡体制を定める等、適切なサポート体制を整備し、柔軟に対応できる体制を構築すること。

### (2) 運用管理

#### ① システムに関する問い合わせ対応

使用者からの問い合わせに迅速に対応すること。

#### ② 定期的な修正パッチ及びサービスパックの適用

システムの安定性とセキュリティを維持するため、必要に応じて定期的に修正パッチやサービスパックを適用すること。

#### ③ システム障害時等の緊急対応

障害が発生した際は迅速に問題を特定し、対応すること。

④ ソフトウェアの定期保守対応

ソフトウェアのバージョンアップや修正が必要な場合に、定期的に対応すること。

⑤ 使用端末(PC)及び検針端末等の定期保守及び不具合対応

関連機器の保守を行い、不具合が発生した場合は迅速に対応すること。

10 システム障害時の緊急対応

(1) 緊急連絡体制

事前に定めた緊急連絡体制に基づき、障害発生時に速やかに連絡をすること。

(2) 緊急対応

システムに重大な悪影響(オンライン処理不可等)が予想される障害が発生した場合、365 日 24 時間体制での対応を実施すること。

(3) 事業継続計画

システムの可用性と業務の継続性を確保するため、受託者は委託者と協議の上で、事業継続計画及び障害復旧対策を事前に策定し、共有すること。

(4) 計画の見直しと更新

事業継続計画や障害復旧対策は定期的に見直し、必要に応じて更新すること。

11 水道標準プラットフォーム利用

新料金システムは、国が推奨する水道標準プラットフォーム上で構築するものとし、一般社団法人水道情報活用システム標準仕様研究会が公開する「水道情報活用システム標準仕様書」(最新版)に準拠すること。

また、本業務については、「水道標準プラットフォーム」(経済産業省の補助事業である「水道施設情報整備促進事業費補助金」の採択を受け、「水道情報活用システム」上に「水道標準プラットフォーム」を構築し、データ流通サービスの提供及び運営を行っており、ソフトウェアベンダーとしない第三者機関である株式会社 JECC が構築した水道標準プラットフォームを採用する。

よって「水道情報活用システム標準仕様書」に準拠した形で各種サービス等を提供するものとする。

12 水道標準プラットフォームデータ流通及び蓄積

新システムで必要となる仮想サーバ、OS及びミドルウェア等の IT 基盤をはじめとする各種サービスは、受託者が本業務において準備し、新システム稼働後は、本業務の運用保守を受託者が実施するものとする。

なお、水道標準プラットフォームへのデータ蓄積については、標準インターフェイス、または独自インターフェイスのいずれかの方式にて実施すること。

#### (1) 標準インターフェイス

水道標準プラットフォームへのデータの蓄積は標準仕様書に基づき標準インターフェイスを介して実施すること。データの蓄積頻度は基本的に1日1回とするが、負荷等により運用に支障があると認められた場合はこの限りではない。また、水道標準プラットフォーム内のマスタにデータを登録すること。

#### (2) 独自インターフェイス

システムの使用期間の終了時、システムの引継に伴ってデータ移行が発生する場合、水道標準プラットフォーム上のアプリケーションで保有するデータについて、受託者は「標準仕様書」で定められた方式にて、水道標準プラットフォーム上のファイル蓄積に CSV 形式でデータを無償で出力すること。また、水道標準プラットフォーム内のマスタにデータを登録すること。

### 13 業務継続性の確保

新料金システムに係る業務は、委託者の基盤的業務であり、長期間(最低でも5年間)にわたり安定的に提供される必要がある。

このため、可能な限り標準的かつ長期的な提供が期待できる技術を採用し、業務の継続性を確保すること。

また、情報システムとしての陳腐化を防ぎ、継続的な業務改善に資するため、定期的なバージョンアップ等を実施すること。

これらの方針は、事業継続計画及び障害復旧対策と整合する形で運用されるものとする。

### 14 地方税共通納税システム(eL-TAX)との連携(※導入時期は別途検討)

地方税共同機構が提供する地方税ポータルシステム(以下、「eL-TAX」という。)においては、地方税共通納税システム(以下、「共通納税システム」という。)が運用されており、令和5年4月からは新たに「地方税統一 QR コード(eL-QR)」を活用した納付方法が導入されている。

このeL-QRは、全国の地方公共団体が統一的に利用できるQRコードであり、納付者が金融機関窓口やスマートフォンアプリ等を通じて簡便に納付手続を行える仕組みとして整備されたものである。

水道料金及び下水道使用料等については、収納事務の利便性向上を図る観点から、令和10年4月を目途にeL-QRを活用した納付方法の導入を予定している。

ただし、導入時期については、国・地方の制度動向、本市全体のデジタル化施策の進捗状況、他部局との連携方針等を総合的に勘案し、必要に応じて変更する可能性がある。

また、プロポーザルにおいて提案される金額には、eL-QR に対応するためのシステム実装費用及び導入後の保守・運用に要する費用を必ず含めるものとする。参加事業者は、共通納税システムとの連携要件や、eL-QR の仕様に基づくシステム構築内容を十分に把握した上で、適切に費用を積算すること。

なお、eL-QR に基づく消込処理方法については、本市全体の対応方針を踏まえ、決定する。

## 15 データ移行

データ移行については、現行システム受託事業者、委託者及び新システム構築受託事業者の三者間で、齟齬が生じないよう十分に協議のうえ実施するものとする。

### (1) データ抽出

#### ① データ抽出の基本方針

- ・ 抽出対象データの項目及び内容は、原則として現行「ADWORLD 水道料金」に登録されているデータとする。
- ・ 切り出しデータの文字コードは UTF-8 とする。

#### ② 抽出作業の実施回数

抽出作業の実施回数は次のとおりとし、合計5回程度を目途とする。

- ・ テスト抽出 3回
- ・ リハーサル移行 1回
- ・ 本番移行 1回

#### ③ 現行システムの受託事業者への問い合わせ対応

- ・ データ項目に関する問い合わせは、都度ではなく、移行分析フェーズごとに整理し、まとめて実施するものとする。
- ・ 問い合わせ回数は3回を目途とする。

### (2) データ移行に関して発生する問題に対する責任分担

責任分担は次のとおりとする。また、移行過程で不整合、データ不備等が発生した場合は、関係者間での責任所在に基づき速やかに協議し、対処すること。

#### ① 委託者

現行データの提供責任及び提供データの正確性担保(データ抽出にかかる費用は委託者の負担)

#### ② 現行システム受託事業者

データ抽出作業の実施及び協議への参加

#### ③ 受託者

データ内容の分析、マスタデータ構築、変換処理及び移行作業の実施。

- (3) 受託者は現行データを活用し、マスタデータを構築する。
- (4) 受託者は、データにて提供された現行システムのデータ内容を十分に分析し、必要なデータ変換を行いながら円滑にデータ移行を進め、細部については現受託事業者と協議し、データ不足項目がある場合は、適切な対応をとること。
- (5) 新システムへのデータの移行については、受託者が行い、受託者はデータの移行漏れや変換誤り等の検証や新システムでの操作検証をすることとし、その費用については、今回の業務委託費用に含めるものとする。
- (6) 外字にも対応し、外字ファイルは委託者が提供する。
- (7) 移行対象データ  
対象データは次のとおりとする。
- ① 水栓情報
  - ② 排水設備情報
  - ③ 下水道等情報
  - ④ 水栓契約者(水栓使用者)情報
  - ⑤ 所有者情報
  - ⑥ 宛名情報
  - ⑦ 異動修正履歴
  - ⑧ 閉開栓予約情報
  - ⑨ 調定及び調定更正情報
  - ⑩ 収納及び未収情報
  - ⑪ 分納誓約情報
  - ⑫ 還付履歴及び充当履歴
  - ⑬ コンビニ納入履歴(速報・確報データ)
  - ⑭ 金融機関口座情報
  - ⑮ 口座引落とし結果履歴
  - ⑯ 納入書等発行履歴
  - ⑰ 不納欠損情報
  - ⑱ メーター情報
  - ⑲ 各種マスタ(料金体系、地域コード、使用区分等)
  - ⑳ 対応履歴(問合せ・処理履歴等)
  - ㉑ メモの情報(業務メモ・注意事項等)
  - ㉒ その他、委託者が必要とするデータ

## 16 システム構築場所

### (1) システム

水道標準プラットフォーム上に構築し、水道標準プラットフォームとアプリケーションなどとの連携試験を実施してから、アプリケーションシステムとして提供すること。

また、GoogleChrome、MicrosoftEdge、Safari などの汎用ブラウザにて動作する Web 型のシステムであること。

### (2) 利用端末(PC)

多治見市役所本庁舎及び駅北庁舎に設置する(設置場所は委託者指示に従う)。

なお、各地区事務所については、利用端末(PC)は配置せず、専用の納付書出力用プリンターのみ配置する。

## 17 機器及びソフトウェア仕様

### (1) サーバ

水道標準プラットフォームが提供する IT 基盤提供サービスからメニューを選択すること。

### (2) 機器及びソフトウェア

新たに構築する新料金システムを安定的に運用するため、導入する機器やソフトウェアは、システムの安定稼働を前提にした信頼性の高い構成で選定すること。

関連機器(ハードウェア等)の選定、調達においては、次の要求を十分に満たすこと。

#### ① 関連機器(ハードウェア等)の基本方針

##### ・長期利用に適した設計

導入する関連機器は、最低でも5年間の継続的な運用が可能な設計とし、耐久性や保守性に優れたものとする。

##### ・要件を満たす機器選定

本業務の要件に完全に合致する、必要な機器で構成されていることが求められる。具体的には、水道料金や検針業務を支えるための処理能力やインターフェイスを有する機器を選定し、システムの全体的な効率を最大化する。

##### ・新システム運用管理に必要な機器

新料金システムの運用及び管理を円滑に実施するために必要な周辺機器等があれば、システム構成に組み込むこと。

##### ・環境配慮型機器の選定

省スペース、省電力性及びグリーン調達など、環境に配慮した機器構成を採用し、エネルギー効率の向上や運用コストの削減を実現すること。

##### ・検針機器の選定

検針機器に関しては、タブレット(スマートフォン)・モバイルプリンタ、またはハンディーターミナル形式等、多様な選択肢を可とする。また、現場での使い勝手を考慮したデザインと操作性を重視し、検針作業の負担軽減を図ること。

②関連機器(ハードウェア等)及びソフトウェア関係

区分	機器及びソフトウェア名	台数及び設置場所	主な仕様及び要件	備考
サーバ	メインサーバ	水道標準プラットフォーム	IT 基盤提供サービスからメニューを選択	
使用端末(PC)	ノート型パソコン(カウンター3台はデスクトップ型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁舎上下水道総務課17台(カウンターの3台含む)</li> <li>・駅北庁舎市民課1台及び駅北庁舎税務課(諸納付金収納対策監席)1台</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Windows11 Pro</li> <li>・Core i3 以上</li> <li>・SSD256GB 以上</li> <li>・メモリ 8GB 以上など</li> </ul>	
ネットワーク機器	必要機器	受託者が想定	台数は提案により決定	※1
ネットワークプリンタ	標準速度タイプ	本庁舎上下水道総務課2台	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単帳納付書等印刷</li> <li>・A3、A4</li> <li>・32 枚/分以上</li> <li>・両面印刷</li> <li>・LAN 対応</li> </ul>	モノクロ
ネットワークプリンタ	高速タイプ	本庁舎上下水道総務課1台	連帳納付書等印刷対応	自社工場印刷可
納付書専用プリンター	専用プリンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駅北庁舎市民課1台</li> <li>・地区事務所8台</li> </ul>	単帳納付書専用出力	—
検針機器	スマートフォン	27 台	検針業務用	ハンディーターミナル可

検針機器	モバイルプリンタ	27 台	検針業務用	ハンディターミナル可
その他機器※2	圧着機	1 台	連帳納付書印刷対応	自社工場印刷可
その他機器※2	裁断機	1 台	連帳納付書印刷対応	自社工場印刷可
その他機器	その他必要機器	—	提案により決定	—
アプリケーション	新料金システム	—	給水件数1万件以上の水道事業体において導入実績があること。	—
ソフトウェア	その他必要ソフト	—	新料金システムの稼働に必要なソフトウェアライセンス	—

※1水道標準プラットフォームとの接続に必要なネットワーク機器は水道標準プラットフォームマーが準備

※2その他機器:圧着機・裁断機(一体式可)

(3)参考:現行使用端末(PC)、執務場所用プリンターの仕様及び内容は次のとおり。

①現行使用端末(PC)の仕様

項目	仕様内容
OS	Microsoft Windows11 Professional 64bit
CPU	第12世代インテル Core i3 相当以上
SSD	256GB 以上
メモリ	8GB 以上
DVD/CDドライブ	内蔵 DVD スーパーマルチドライブ(書き込み・再生ツール添付)
USBポート	Type-A 3ポート以上(うち USB 3.0 以上が 2ポート以上)
HDMIポート	出力対応
LAN	1000BASE-T 対応 LAN ボード内蔵
通信機能	無線 LAN (IEEE802.11a/b/g/n/ac/ax)
ディスプレイ	内蔵 WEB カメラ付き TFT 液晶 15 型カラー液晶(1366×768 以上)

キーボード	テンキー付き
セキュリティ	セキュリティスロット有
マウス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・光学式</li> <li>・分解能力 400dpi 以上</li> <li>・USB 接続</li> <li>・2ボタン以上</li> <li>・縦スクロール機能</li> </ul>
再セットアップ	Windows11 Pro の再セットアップ用 CD/DVD、またはリカバリディスク作成可能
参考品番	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NEC VersaPro VX タイプ V1L45/X-N</li> <li>・富士通 LIFEBOOK A5513</li> <li>・EPSON Endeavor NL2100E</li> </ul>

②現行執務場所用モノクロレーザープリンター仕様

項目	仕様内容
設置場所	本庁舎上下水道総務課、駅北庁舎市民課及び地区事務所
印刷方式	レーザー方式、または LED 方式
両面印刷	対応
用紙対応	A3 対応
解像度	600dpi 以上
印刷速度	A4 横片面 32 ページ/分以上
LAN	100BASE-TX (TCP/IP) ネットワーク対応
給紙カセット	250 枚以上×2 段(増設可)
耐久性	120 万ページ以上、または 5 年間のいずれか早い方
その他	手差し印刷機能あり

③現行検針用ハンディターミナル仕様

項目	内容
台数	カシオ製 27 台(予備機8台含む)
仕様	検針業務に支障なく利用でき、防水機能及びその他必要な付属品類を有すること

18 ネットワーク構成

(1) ネットワーク回線

- ① 新料金システムは、水道標準プラットフォーム(以下、「プラットフォーム」という。)上で構築し、そこで提供されている閉域網回線にて接続するとともに、使用端末(PC)から新料金システムを利用すること。
- ② プラットフォームから本庁舎上下水道総務課までは、プラットフォーム上で提供されている閉域網回線にて接続し、本庁舎上下水道総務課から駅北庁舎(市民課・税務課収納対策官)及び各地区事務所までは、既存回線を論理的分離することにより活用する。
- ③ 新料金システム利用に必要となるプラットフォームで提供される各サービスの追加、データ蓄積・流通に関する設計、回線の設計及び業務アプリケーションの設定等については、新料金システム構築の段階で準備するものとする。
- ④ 本庁舎上下水道総務課、駅北庁舎(市民課、税務課収納対策官)及び各地区事務所間の既存回線を活用したネットワーク構築作業については、委託者が実施する。

(2) 地区事務所との連携

- ① 地区事務所にはプリンターのみを設置し、上下水道総務課からの遠隔指示で納付書を出力可能とすること(使用端末(PC)は設置しない)。
- ② 使用する回線は委託者が指定する既存回線(ネットワーク分離)を活用すること。

(3) 運用保守の契約範囲(受託者及び水道標準プラットフォームとの契約について)

- ① 新料金システム稼働後、新料金システム利用に必要となるプラットフォームで提供されるサービスの内、受託者が利用するプラットフォーム基本サービス、IT 基盤に関するサービス、受託者が利用するネットワークサービスに係る経費は、多治見市上下水道事業窓口業務等包括業務委託契約に含め、受託者と水道標準プラットフォームが契約する。
- ② 委託者が利用するプラットフォーム基本サービス、本システム利用のための閉域網ネットワークサービス、データ蓄積・流通サービス、委託者が利用するネットワークサービスは、委託者と水道標準プラットフォームとで別途契約する。

運用保守の委託者の契約相手(受託者・水道標準プラットフォームとの契約について)		
関連費用区分・サービス名称	契約相手	
新料金システム関連費用	受託者	水道標準プラットフォーム
新システム利用料 (保守料金及び水道標準プラットフォーム上で提供される IT 基盤、その他新システム利用に際し必要となるものがある場合それらを含む)	○	
水道標準プラットフォーム関連費用		
プラットフォーム基本サービス(委託者利用環境)		○
プラットフォーム基本サービス(受託者利用環境)	○	

データ流通蓄積サービス		○
IT 基盤提供サービス	○	
ネットワークサービス(委託者利用環境)		○
ネットワークサービス(受託者利用環境)	○	

※上記に定めがないものについては別途協議とする

#### (4) 障害及びトラブル対応における責任範囲

##### ① 受託者(本システム構築受託者)の責任範囲

- ・ システムアプリケーション層(アプリケーション、ミドルウェア、仮想 OS)
- ・ 操作環境(使用端末(PC)、プリンター、ライセンス)に関する障害対応
- ・ プラットフォーム接続回線に関する一次対応

##### ② 水道標準プラットフォームの責任範囲

システムアプリケーション層(アプリケーション、ミドルウェア、仮想 OS)を除く、水道標準プラットフォームに関する運用保守

#### 19 システム稼働及び利用期間等

新料金システムの稼働時期及び利用期間等については、次のとおりとする。

##### (1) 本稼働時期

本業務の契約締結(令和8年8月中旬)後、新料金システムの構築、開発及び導入作業を開始し、新料金システムの全ての機能について令和9年9月 30 日までに実装させること。

##### (2) 旧料金システム及び新料金システム稼働期間

旧料金システム及び検針システムは令和 10 年3月まで稼働(現行の保守契約期間)する。

##### (3) 運用保守について

新料金システムの稼働後、令和9年10月からはシステムの安定稼働を確保するための運用保守が開始される。運用保守には、次の項目が含まれるものとする。

##### ① 定期的なシステム監視及びメンテナンス

システム稼働の安定性を保つため、定期的な監視及び必要に応じたメンテナンス作業の実施

##### ② システムアップデート

セキュリティパッチや機能改善を目的としたシステムアップデートの実施

##### ③ ユーザーサポート

システム利用中のトラブルや問い合わせ対応を含むサポート体制の整備。これらの運用保守サービスを提供するための費用は、システム利用料(システム継続利用に必要な費用)及び保守料金(メンテナンス、アップデート、サポートを含む費用)で構成される。

また、受託者が契約対象となる水道標準プラットフォームサービス費用や運用開始後に新たに発生する追加機能の要望やシステム改修が必要となった場合に発生する費用(軽微なものに限る)も含まれるものとする。

#### ④ 水道標準プラットフォーム上での保守

受託者は、水道標準プラットフォームの機能を活用し、システムの異常時には速やかに発注者に通知することとし、システムダウン、または機能制限を生じる計画停止、定期保守を実施する場合は、事前に通知すること。なお、水道標準プラットフォームの問合せ機能は、有人対応の場合は平日 9 時から 17 時まで、メール及び掲示板を利用する場合 24 時間 365 日受付可能である。

受託者は、保守を適切に実施できる体制を構築し、水道標準プラットフォーム上で保守体制連絡表を登録設定すること。

### 20 動作テスト

各種動作テストを実施し、テスト内容及び実施時期は委託者と協議して決定する。

### 21 研修とマニュアル

システム導入時に職員向け研修(集合研修)を実施し、操作マニュアルを作成及び配布するとともにシステム改修時には都度更新すること。

### 22 システム開発に係る知的財産権

知的財産権の帰属については、委託者及び受託者の双方が協議の上で、ライセンス使用の観点、業務の性質、成果物の汎用性及び再利用の可能性等を踏まえ、合理的な範囲で柔軟に定める。

### 23 環境への配慮

受託者は、業務全般にわたって環境への配慮に努めることとする。

- (1) 移動については、アイドリングストップ等を行い排ガスの抑制に努めること。
- (2) 業務場所周辺の清掃及び環境美化に努めること。
- (3) 提出書類、ペン等にはエコマーク商品など環境に配慮した商品を積極的に使用すること。
- (4) その他環境配慮行動を実行すること。

### 24 定めのない事項

本仕様書に定めのない事項については、委託者及び受託者が協議の上で、定めることとする。

別紙-2 システムの機能要件一覧